

# 始良ビジョン広告掲出規約

## 1. 目的

本規約は、始良市東餅田 626 岩淵橋交差点付近に設置されている大型 LED ビジョン「始良ビジョン」（以下「本ビジョン」）の運用管理、本ビジョンの利用契約および同契約の申込みに関し、掲出する広告物の取扱いについて必要な事項を定めたものです。なお、本ビジョンは、株式会社グラフィックソリューションズ（以下「当社」）が運営・管理を行います。

## 2. 定義

本規約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによるものとします。

- (a) 「掲出希望者」とは、当社に対して本ビジョンへの広告物の掲出を希望・申込を行う者をいいます。
- (b) 「広告主」とは、掲出希望者のうち、当社が使用の許可をした者をいいます。
- (c) 「広告物」とは広告主が入稿したデジタルサイネージ用コンテンツデータのことをいいます。
- (d) 「広告物掲出」とは、当社が本ビジョンに広告物を掲出することをいいます。

## 3. 本ビジョンの概要

本ビジョンの概要は以下の表の通りです。

媒体名	始良ビジョン
掲出箇所（住所）	始良市東餅田 626 岩淵橋交差点付近（有限会社南州メディカル 始良店様 敷地内）
種類	大型 LED ビジョン
スクリーンサイズ	W4800 × H2880 mm（220 インチサイズ）
解像度（アスペクト比）	W1200 × H720 px（5：3）
ピッチサイズ	4.0
輝度	5500cd/m <sup>2</sup> 屋外環境光に応じて調整
フレームレート	最大 60 フレーム/秒（fps）
ビットレート	最大 38.4Mbps
ファイル形式	動画：MP4 / MOV   静止画：JPEG
音声（スピーカー出力）	なし
カラーモード	RGB
コントラスト比	15000:1 以上
最大ファイルサイズ	50MB

## 4. 本ビジョンの放映概要

本ビジョンの放映概要は以下の表の通りです。なお、この放映概要は当社の判断により変更する場合があります。

放映時間	毎日 7:00~22:00（15 時間）
掲出開始日	原則、毎月 1 日 ※申込締切は掲出開始日の属する月の前月 20 日 ※変速での掲出希望の場合は、当社および広告主の協議により決定
意匠変更日	毎週金曜日 ※申込及びデータ入稿締切は意匠変更する金曜日の前週金曜日

## 5. 掲出基準

掲出希望者が本ビジョンへの広告物の出稿を申し込む場合、本掲出規約を確認し、申込書にて了承をすることとします。

### (a) 掲出基準

販わいを創出し、本ビジョンの設置エリアや地域の活性化またはブランド価値の向上につながるものであること。ただし、広告主の信用性を確認するために広告掲出時点における広告主の実績、運営体制及び広告内容について審査を行ない、適切と判断したものを掲出します。その際、当社は、必要に応じて、広告主に対し、会社案内、法人登記簿謄本の写し、営業等許可及び登録に関する証明書、契約書等、必要な書類の提出を求めることができるものとします。

### (b) 掲出制限

下記の項目に該当する内容及びこれらを行う団体は、本ビジョンでの広告物掲出をお断りする場合があります。

- i 公序良俗に反するもの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、社会通念上放送できないと認められるもの。
- ii 通行者、公衆に不快の念を与える表現、広告主が明らかでなく責任の所在が不明確なものなど、広告表現上、不相当と認められるもの。
- iii 政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの（公職選挙法などで認められているものを除く）。
- iv 性風俗関連特殊営業や権利関係・取引の実態が不明確な業種（マルチ商法、靈感商法等）で、不相当と認められるもの。
- v 医療・医薬品・医薬部外品、医療器具・化粧品などの広告で、医師法・医療法・薬事法などに触れる恐れのあるもの。また、その他法令等により放映を禁止されているもの。
- vi 他の媒体（テレビ放送、PRビデオ、CM等）のために制作された映像で、著作権などの権利関係が明確に処理されていないもの。
- vii 皇室、王室、元首、国旗、オリンピックや国際的な博覧会、大会などのマーク、標語、呼称、個人名、企業名、団体名、写真、新聞記事、談話及び商標、著作物などを無断で使用しているもの。
- viii 視聴者が通常感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法のもの（サブリミナル的表現手法等）。
- ix 国際条約、国内法規、景品表示法、独占禁止法に違反するもの。
- x 明らかに虚偽と思われるもの又は誤解を与えるもの。
- xi 誇大な表現によって一般に不利益を与えるもの（最高、最大級の表現、断定的、効果・効能の表現、比較または優位性の表現を確実な事実の裏付がなく使用したもの）。
- xii 特定の個人又は団体等を誹謗し、名誉又は信頼を傷つけるもの。
- xiii 当該媒体が設置された土地保有者や建物・テナント企業様と競合する事業者の広告。
- xiv その他、当社が不相当と認めるもの。
- xv 上記の規定にない事項については、「日本民間放送連盟放映規約」を準用するものとします。

### (c) 表示に関する規制

- i 原則として、登録している正式な広告主名を表記し、所在地及び電話番号、URLを表記する場合も、登録している正式なものとします。ただし、表現上の理由により広告主を省略する場合は、業種や広告内容を検討の上、広告主の代わりに一般的に認知されている通称、商標又は商品名を表記しているものは可とします。
- ii クレジット、注意文字、マナー文字及び啓発文言の表記は、大きさ、色彩、表示時間等に注意し、見やすい場所に明瞭に表記するものとします。

iii 広告内容は正確で分かりやすいこととし、誤認を与えるものは掲出不可とします。

(d) 映像に関する規制

次に掲げる映像は放映不可とします。

- i 過度のフラッシュ又は閃光映像等、視覚機能に影響を及ぼす映像。
- ii 恐怖を与える等、人の精神状態に激しく影響を与える映像もしくは映像展開。

(e) 特定の業種・商品における表示規制

以下の業種・商品等については各種表示規制等に準拠するものとします。

i 不動産広告

- 1. 公正競争規約による表示規制を遵守すること。
- 2. 投げ売り、特売、早い者勝ち等、契約を急がせる表示は禁止（先着順は手続き説明であり、これに該当しない）。

ii コンタクトレンズ

- 1. 「コンタクトレンズは必ず眼科医の処方により、正しくご使用ください。」等の主旨の表示が必要。

iii 医薬品

- 1. 「この薬は、使用上の注意をよく読んで、正しくご使用ください。」等の主旨の表示が必要。
- 2. 「痩せる」「治る」「軽くなる」等の効能の約束表示は不可。

iv 病院・医療機関

- 1. 医療法及び厚生労働省告示に規定する事項以外は原則として表示できない。
- 2. 「美容・整形外科」についても、医療法、厚生労働省告示の主旨による。

v 公営競技・公営くじ

公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース等）及び公営くじ（宝くじ・toto等）の掲出基準は刑法、競馬法、自転車競技法、モーターボート競争法、小型自動車競争法、当せん金付証券法、スポーツ振興投票の実施等に関する法律、鹿児島少年保護育条例に基づき以下の通りです。

- 1. 掲出希望者及び広告主が、競技、くじの主催団体、投票券証券の販売店、それらの上部団体、もしくは、それに準じるものであること。
- 2. 過度に射幸心、投機心を煽る内容及び表現のものは掲出不可。
- 3. ギャンブルによって得られる利益又は享樂的な生活を保証し、奨励するかのような表現は掲出不可。
- 4. オッズ、配当金、勝敗の予想、換金率、設定率等賭け事にかかわる具体的な表現は掲出不可。
- 5. 会員の募集、投票券の購入に関する広告には次に掲げる主旨の注意文字を表記すること。  
「18歳未満の方は、ご入会できません。」  
「学生、生徒または未成年者は、勝馬投票券の購入及び〇〇会へのご入会はできません。」
- 6. 原則として、勝敗予想ソフト等の広告は掲出不可。

vi 遊技場（パチンコ店、麻雀屋を含む）、その他ギャンブル

- 1. 過度に射幸心を煽る内容・表現は禁止。

vii 銀行・信販カード・消費者金融

- 1. キャッシング機能の表示は事前相談が必要。
- 2. 誇大な表現または安易な借入を助成する表現は禁止。
- 3. 金融商品取引法や各種関連法案に定められた広告規制等、各協会の広告ガイドラインを遵守すること。
- 4. 「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること。

viii たばこ

1. 財務省告示によるもので、原則として不可。ただし、マナー広告は審査の上承認する。

ix 酒類

1. 国税庁告示及び酒類の広告審査委員会の基準に従うこと。

x 宗教・宗派

1. 宗教施設や行事の案内のみ承認。
2. 教養、教典の宣伝、布教目的、他宗教への批判等は禁止。
3. 宗教出版物の宣伝は内容審査を実施。

xi 風俗営業

1. キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等、風俗関連営業は原則、認めない。

xii タイアップ広告・連合広告

1. 表示内容は事前に相談が必要。
2. 統一された企画性や関連性があるものは審査の上承認。

xiii 意見広告

1. 原則として意見発表の場としない。国内世論が分かれている問題については賛否両論とも取り扱わない。

xiv 出版広告

原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について以下の基準により審査する。

1. 虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認されるおそれがある表現。
2. 法規に抵触するおそれがある表現
3. 犯罪を示唆したり、暴力を礼賛する等、社会的に悪と見なされるものを推奨又は肯定する表現。
4. 出版広告の形をとりながら、選挙の事前運動などの売名行為が主な目的でないか。
5. 性に関する表現が、露骨又は挑発的。痴漢などの性犯罪を誘発・助長するような表現。
6. 男女の別なく不快の念をもたらす表現。
7. 性犯罪を興味本位に取り上げた表現。
8. 児童・未成年の性行動に関する表現。

(f) 掲出基準の遵守

掲出基準に抵触する内容に関しましては、放映をお断りする場合があります。また、放映開始後に掲出基準に抵触していることが判明した場合も同様とし、当社の判断により掲出広告物の放映を中止することができるものとします。

6. 広告物出稿の申込手続き

(a) 申込受付期間

掲出希望者の申込書類に受付を行います。申込受付期間は原則、掲出開始日の属する月の前月 20 日までとし、放映する広告物データも同時に提出することとします。

(b) 審査

- i 掲出された申込書および広告物を当社が定める掲出基準に基づき放映の可否を判断します。
- ii 審査後、当社は広告物掲出の可否を掲出希望者に対し行います。
- iii 審査と同時に広告物の仕様確認も行い、変更及び調整が必要な場合は広告主にその旨を連絡します。広告主は当社が定めた期限までにコンテンツの調整等を行い、再掲出するものとします。

(c) 広告物掲載順

広告物掲出は原則、審査が完了した先着順とします。ただし、広告物のジャンルや内容・他掲出広告物等を鑑みて、当社

の判断により掲載順を変更・組替ができるものとします。

(d) 掲載枠上限

掲載枠の上限は1時間あたり15秒サイズ延べ240コマであり、上限に達した場合は原則、新規や追加の広告申込は受付しません。

7. 支払い

(a) 初回放映開始日の3営業日（土日祝除く）までに、契約内容に応じた掲出料金の総額を原則、一括にて請求します。広告主は、発行された請求書又は当社が指定する支払方法（決済プラットフォーム）の定めに応じて請求額の全額を期日までに支払うものとします。

(b) 振り込みおよび払い戻し手数料は広告主の負担とします。

(c) 広告主が支払期日までに掲出料金を支払わないとき、当社はコンテンツを掲出しないものとします。

8. 広告物掲出料金

(a) 本ビジョンの広告物掲出料金は原則、以下の通りとします。

**基本料金表（7:00～22:00 の計15時間）**

1 放映尺（時間）	最低放映保証回数	3ヶ月	12ヶ月	24ヶ月
		更新なし（満期終了）	契約期間更新あり	契約期間更新あり
15秒／1枠	180回／1日以上 （12回／1時間）	総額150,000円 （50,000円/月）	総額360,000円/月 （30,000円/月）	総額600,000円 （25,000円/月）

※上記は全て税抜表記

**オプション料金**

業種限定放映（12ヶ月又は24ヶ月プランの場合）	12ヶ月	24ヶ月
本オプションを追加された広告主様に限り、掲出期間中、本ビジョンにおいて同業種の他社広告の放映を制限し、広告主（またはその広告物）の業種に該当する広告は1社のみが放映されるように調整いたします。	総額+60,000円 （+5,000円/月）	総額+120,000円 （+5,000円/月）

※オプション料金だけの契約はできません。※上記は全て税抜表記

(b) 放映期間の停止・自動更新

i 前項(a)における3ヶ月プランについては、契約した掲出期間の満了日（放映最終日）をもって、当該掲出広告物の放映を停止するものとします（掲出期間の更新無し）。

ii 前項(a)の12ヶ月又は24ヶ月プランは掲出期間の自動更新を行います。各掲出期間の満了日（放映最終日）から起算して当社の14日営業日前（土日祝除く）までに、当社及び広告主いずれからも、相手方に対して広告物の掲出契約の更新を拒絶する旨の書面による申入れが行われなかった場合、従前と同一の条件で、さらに各プランの掲出期間更新されるものとします（掲出期間の更新）。

iii iiの掲出期間が更新される場合、当社は、第7条に基づき、広告主に対し、更新掲出期間分の請求を新たに行うものとします。

## 10. 補充放映

- (a) 契約期間中は、原則として広告物を1時間の内に契約した最低保証放映回数以上を放送することとします。
- (b) 当社の責に帰す事故等による運用休止、または特別放映等の場合により予定放映回数を実施できない場合は、別日もしくは別時間帯に振り替えて補充放映を実施することで予定放映回数を補償し、これを履行したものとします。
- (c) 補充放映についての調整は当社が行うものとします。

## 11. 広告物の入稿仕様

本ビジョンで掲出する広告物に関しては、以下の入稿仕様に沿ったものをデータ入稿することとします。

データ形式	動画：MP4 または MOV 静止画（画像）：JPEG
サイズ （アスペクト比）	1200×720 px（5：3） ※適切なデータにするため、当社が軽微なりサイズ等の調整を行う場合があります。 ※アスペクト比 4:3 または 16:9 の素材の場合、システム側で上下左右に黒枠部分または見切れ部分が発生する場合があります。
音声	音声出力なし データ容量圧縮のために音声データ部分を削除等データ調整する場合があります。
データの返却	入稿した広告物データは掲出期間終了後、当社にて処分します。

## 12. 掲出開始日及び意匠変更日

- (a) 本ビジョンの掲出開始日は原則、毎月1日とします。また、申込書の掲出締切及び掲出開始日より放映する広告物（コンテンツデータ）の入稿締切は掲出開始日属する月の前月20日とします。
- (b) 本ビジョンの意匠変更日は原則、毎週金曜日とします。また、意匠変更日におけるコンテンツの差し替えは当社が用意した広告内容変更手続書等での申込受付であり、申込受付締切及び意匠変更日より放映する広告物（コンテンツデータ）の入稿締切は、差し替えを希望する意匠変更日の直前の金曜日とします。
- (c) 前項(a)、(b)の期日に最終入稿が間に合わない場合、当社は放映開始または意匠変更を行いません。また、この場合においても請求料についての返戻も行わないものとします。
- (d) 意匠変更の事由について、災害、感染症、その他緊急事態等、当社が緊急性が高いと判断した場合は、前項(b)によらないものとし、差し替えるコンテンツデータの入稿後、当社によるデータの審査、確認、調整、編成、差替作業ののち意匠変更を行います。意匠変更については原則、2営業日後とするが、必要に応じて広告主と当社で協議し決定することとします。
- (e) 大型連休、夏季休暇、年末年始休暇の長期休暇や社内事情による臨時休業などにより当社が意匠変更に対応できない場合、事前に当社より広告主に通知を行います。

## 13. 番組編成について

本ビジョンの番組編成は、掲出申込締切または意匠変更申込締切時に申込が完了しており、データが入稿されている「広告」「協力枠」「当社が用意したコンテンツ」「当社が契約している情報・ニュース配信業者等の配信コンテンツ」をランダム配置します。1クールは上記すべてのデータを編成した1時間以内の長さとし、1クールを繰り返し放映します。また、特別放送など必要に応じて該当時間帯は、それぞれ専用の番組編成に切り替わる場合があります。

そのため番組編成の切替時及び放送終了の22時については動画の途中であっても切替や放映終了が行われるものとします。

15. メンテナンス

本ビジョンの放映の適切な運営に必要なメンテナンス等に関しては定期的・緊急的に行われるものとし、メンテナンス等の作業等に伴う放映中止に関しては返金・減額等の措置は受け付けないものとします。

16. 掲出権の譲渡・転貸の禁止

広告主は、本ビジョンへの掲出権利について、その名目のいかんを問わず当該権利の第三者への譲渡や、当該権利に対する質権等の担保の設定など、一切の処分行為をすることはできません。

17. 当社による広告物掲出の中止

- (a) 当社は、広告物を掲出できないやむを得ない事情が生じた場合、広告物の掲出を中止することができるものとします。
- (b) 前項(a)の場合には、当社は、速やかに広告主にその旨を通知することとします。
- (c) 前項(a)の場合、当社は残存使用期間の広告代金相当分を、1ヶ月を30日とする日割計算にて算出し、広告主に返金するものとします。

18. 広告主の責めに帰すべき事由による解除

- (a) 広告主が次の各号のいずれかに該当したとき、当社は何ら催告することなく直ちに当該広告主との間の広告物掲出に関する契約を解除し、放映を中止することができます。
  - i 本規約に違反したとき。
  - ii 破産手続き開始、会社更生手続き開始もしくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき。
  - iii 強制執行、競売の申し立て、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
  - iv 他の法人と合併する旨が株主総会で承認されたとき。
  - v 業務について主務官庁から取り消し処分を受けたとき、又は解散の決議を為したとき。
  - vi 暴力団関係者またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者及びそれらの者と親交のあることが判明したとき。
  - vii 著しく当社の信用を失墜する事実があったとき。
  - viii 虚偽の申込み、その他不正な手段により申込みを行ったとき。
  - ix 申込書等に記載された掲出予定コンテンツと、最終入稿素材のコンテンツが大幅に異なっているとき。
  - x その他当社が定める諸規程に違反したとき。
- (b) 前項(a)により、当社が広告物掲出に関する契約を解除した場合においても、当社は、既に当社に支払われた広告掲出料金の返金を行ないものとします。
- (c) 前項(a)は、損害賠償の予定額を定めるものではありません。

19. 反社会的影響による放映中止

当社は、広告主及び掲出広告物が放映開始時に、放映基準を満たしていたとしても、その後の事情により広告主もしくはその広告商品に反社会的な事件もしくは事故が発生し、本ビジョンで放映する他の広告に悪影響を及ぼすことが明らかな場合、放映を中止できるものとします。その場合、当社は、既に当社に支払われた広告掲出料金の返金を行わないものとします。

20. その他の事由による放映の中止

本項下記の事由により放映そのものができなくなった場合は、放映していない期間の請求は行わず、再会後に請求します。また放映の残日数についても再会後に持ち越しとします。

- (a) 本ビジョンの設置施設等の責による事由、天災事故、その他当社の責に帰さない不可抗力によって本ビジョンそのもの

の運用に物理的もしくはシステムの障害が発生した場合や放映が困難になったとき。

- (b) 感染症対策等のため、行政機関から本ビジョンの設置施設等の業務中止の命令や勧告が出されたことにより、本ビジョンでの放映が困難になったとき。

## 21. 掲出広告物の取り下げ

### (a) 当社からの変更依頼

- i 当社は、掲出広告物の内容等の変更を広告主に依頼できるものとします。広告主は、当社より広告物の変更依頼があった場合、速やかに応じるものとします。
- ii 当社からの変更依頼に広告主が応じない場合、当社は、掲出広告物を取り下げ、掲出を中止することができます。
- iii iiにおいて、当社は広告物の掲出取り下げ・中止期間分の放映回数の補填や放映料金の返戻は行ないものとします。

### (b) 広告主からの取り下げ申し出

- i 広告主の都合による広告物の掲出取り下げについては当社に個別に応じるものとします。
- ii 広告主が都合による掲出取り下げ・中止を行った場合、当社は、取り下げ・中止期間中の放映回数の補填や放映料金の返戻は行わないものとします。

## 22. 広告主の責務

- (a) 広告主は、掲出広告物（コンテンツ）が知的財産基本法第2条第2項に定める第三者の知的財産権及び肖像権、その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (b) 広告主が前項(a)に違反し、当社が第三者から異議又は苦情の申出、訴訟の提起等に対応することを余儀なくされた場合、広告主は紛争の処理及び解決に協力するものとします。

## 23. 損害及び免責

- (a) 当社は、当社の故意または重大な過失がない場合には、広告主が受けた損害に対して、その責めを負わないものとします。
- (b) 第20条の(a)項に違反し第三者の知的財産権を侵害した場合、その他本ビジョンの掲出に起因して第三者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わず、広告主が全ての責任を負うこととします。
- (c) 第20条の(b)項の場合、当社が紛争の処理・解決のために負担した一切の費用（調査費用、弁護士費用等）を広告主は賠償することとします。
- (d) 第20条の(b)項の他、本掲出規約や別途定める掲載基準又は当社との協議事項に違反した結果、本ビジョン及び当社に損害が生じた場合、その損害額を賠償することとします。
- (e) 広告主の掲出期間中に本ビジョンを活用したイベント等が開催された場合、その時間帯は広告が放映されない可能性があるが、イベントによって放映されなかった広告については、第9条で定めた別の時間帯や放映日に放映する補充放映にて調整を行います。
- (f) 本ビジョンの本体または付随する機材及び設置場所の設備等の故障等により、当社の所期の目的が達成されない場合であっても、当社は、返金以上の損失補償は行ないものとします。

## 24. 管轄裁判所

当社及び広告主は、本規約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。



25. 協議

本規約に定める事項について疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項については、当社及び広告主又は掲出希望者による協議の上、定めるものとします。

26. 掲出規約の変更

- (a) 本掲出規約は当社の判断により広告主に予告なく変更することができるものとし、広告主及び当社は変更後の本規約の定めに従うものとします。
- (b) 当社は、本規約を変更する場合、当社のホームページ等への掲載する方法により周知するものとし、変更後の規約は当社ホームページに掲載した時点から効力が発生するものとします。

以上

2024年12月15日制定

2025年3月31日改定

株式会社グラフィックソリューションズ

〒890-0006

鹿児島県鹿児島市伊敷台2丁目17-1 深江ビル1F

TEL：099-295-3444 FAX：099-295-3446